

学校法人興誠学園 女性活躍推進法の一般事業主行動計画について

(平成29年10月1日公表)

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために平成28年4月1日に施行された女性の活躍推進に関する責務を定めた女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を作成する。

1 計画期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日までの5年間

2 本学園の課題

(1) 教育職員及び事務職員の管理職に占める女性比率が低い。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1 男女とも両立支援制度を利用しやすい環境を整備する。

平成29年10月～

利用可能な両立支援制度の効果的な周知方法の検討を行う。

平成30年4月～

利用可能な両立支援制度の周知を行う。

平成31年4月～

両立支援制度の取得状況を確認し、問題点を検討して行く。

目標2 時間外労働の全体的な削減と各部門における業務削減について見直しを行う。

平成29年10月～

法人から学部門へ時間外労働削減の取り組みを通知して行く。

各部門の現状分析を行って行く。

平成30年4月～

上記分析を踏まえ、各部門での取り組みを実施して行く。

平成31年4月～

取り組み状況及び効果を確認して行く。

目標3 管理職の養成を始めとする将来の人材育成を目標とした教育訓練を推進し、女性管理職の比率を30%を目標とする。

平成29年10月～

対象者となる男女職員のキャリアアップを目指すことのできる職場環境、各種支援制度等の調査を行う。

平成30年4月～

対象者となる男女職員のキャリア形成に対する意識を醸成するため、行政等が開催する研修等の参加を促す。